

大阪市長

横山 英幸 様

大腎協第 26-06-001 号

2026年 9 月/0 日

特定非営利活動法人 大阪腎臓病患者協議会
会長 大西

透析患者の医療と暮らしに関わる要望書

私たち特定非営利活動法人「大阪腎臓病患者協議会」は大阪府内に在住の透析患者を中心として活動をしている患者団体です。大阪府内の透析患者は2024年12月31日現在で23,396人に上ります(日本透析医学会調査)。全国的に見ても366人に1人が透析患者という状況のなか、高齢化も進み生活に困難を覚える者が多数おります。

以上の状況を踏まえ、別紙の通り要望いたします。

要 望 事 項

保険年金課

1. 障がい者医療費助成事業について現行の制度を継続してください。

私たち透析患者は週3回、月12回から14回の透析を受けなければならず、その7割ほどは透析専門のクリニックへ通院し維持透析を続けています。しかし、大半の患者は透析クリニックだけでは対応できない合併症や重複障害に苦しんでおり、他の複数の医療機関を利用して各々の窓口で医療費を支払っているのが実状です。

月額上限を3000円とする償還は行われますが、それまでの間、家計は圧迫されます。入院をすると給食代や居住費が加わり、負担は更に増大します。私たちのこうした状況をご理解いただき、患者の負担がこれ以上増えることのないよう、「重度障がい者医療費助成制度」の継続を強く要望いたします。

介護保険課、障がい支援課

2. 通院支援が必要な透析患者について行政において施策を講じてください。

慢性腎不全に至った患者の命を繋ぐ透析医療は進歩を続けていますが、一方で長期透析患者や高齢の患者、また糖尿病性腎症からの透析導入患者が著しく増加しています。それに伴い、透析合併症や重複障害により要介護となる透析患者が増大しています。透析治療のための通院に支障がないよう通院支援に取り組んでください。

重複障害などにより通院困難な透析患者が利用できる入院・入所施設は現在ほとんどありません。行政として現状をふまえ、対策と整備に取り組んでください。

以上のとおり要望いたします。

2026年 7 月 10 日
特定非営利活動法人大阪腎臓病患者協議会